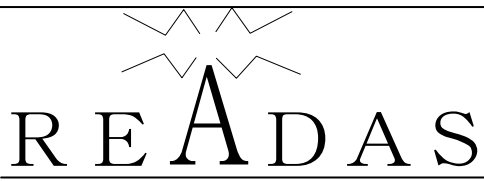


第 4888 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月 9日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 従業員親睦会に係る課税関係

Q：当社では、従業員の親睦や福利厚生を目的とする親睦会を作って、会に補助を出そうと思っています。この親睦会に係る課税関係はどのようになりますか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

法人税では、法人の役員や使用人で組織した団体が、これらの者の親睦、福利厚生に関する事業を主として行っている場合において、その事業経費の相当部分をその法人が負担しており、かつ、次に掲げる事実のいずれか一の事実があるときは、原則として、その事業に係る収益、費用等については、その全額をその法人の収益、費用等に係るものとして計算することとなっています。

①法人の役員又は使用人で一定の資格を有する者が、その資格において当然にその団体の役員に選出されることになっていること。

②その団体の事業計画又は事業の運営に関する重要案件の決定について、その法人の許諾を要する等その法人がその業務の運営に参画していること。

③その団体の事業に必要な施設の全部又は大部分をその法人が提供していること。

つまり、このような親睦会に該当する場合には、原則として、親睦会の損益の全額が法人の損益として取り扱われるということですが、法人負担分と従業員が負担する分とが区分されている場合には、従業員負担分については、これを除いて計算することができることとなっています。

